

# 業務委託契約書

- 1 業務名 県産日本酒の海外販路拡大に向けたバイヤー・シェフ等招聘業務
- 2 履行場所 広島県商工労働局観光課が指定する場所
- 3 履行期間 令和5年 月 日 から  
令和6年3月22日（金） まで
- 4 委託料限度額 \_\_\_\_\_ 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)
- 5 契約保証金 免 除

## 6 特約事項

- 業務委託契約約款第18条に基づく通知は別紙様式第1号により行うものとする。
- 業務委託契約約款第20条第1項に基づく提案は別紙様式第2号による行うものとする。
- 業務委託契約約款第24条第1項に基づく協議は別紙様式第3号により行うものとする。
- 業務委託契約約款第29条第1項に基づく協議は別紙様式第4号により行うものとする。
- 業務委託契約約款第30条第1項の規定の適用については、次のとおり読み替えるものとする。  
「受注者は、業務を完了したときは、その完了した日から起算して20日以内に別紙様式第5号に基づく業務委託実績報告書を作成し、成果品等を添えて発注者に提出するものとする。」
- 業務委託契約約款第30条第2項の規定の適用については、次のとおり読み替えるものとする。  
「発注者は、前項の規定による提出を受けたときは、提出を受けた日から10日以内に業務の成果がこの契約の内容に適合することを検査し、適合すると認めるときは、委託料の金額を確定し、受注者に通知するものとする。」
- 前項の委託料の確定額は、業務の実施に要した経費の実支出額と契約書の4に定める委託料限度額のいずれか低い金額とする。
- 業務委託契約約款第45条第2項の規定の適用については、同項「委託料の10分の1に相当する額」とあるのは「上記4 委託料限度額の10分の1に相当する額」と読み替えるものとする。
- 受注者は、現地法令を遵守するとともに、日本国法令・広島県契約規則及び広島県会計規則を承諾するものとする。

上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 住所 広島県広島市中区基町10-52

氏名 広島県  
代表者 広島県知事 湯崎 英彦

受注者 住所

氏名

契約番号